

危 対 第 223 号  
令和 2 年 12 月 21 日

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長 静岡県知事 川勝 平太

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく要請

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 24 条第 9 項に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症の感染拡大につながるおそれのある施設の営業時間の短縮を要請する。

記

- 1 施設の営業時間の短縮を要請する期間及び時間  
期間：令和 2 年 12 月 23 日（水）から令和 3 年 1 月 5 日（火）まで  
時間：午後 8 時から午前 5 時まで  
（令和 2 年 12 月 23 日午後 8 時から令和 3 年 1 月 6 日午前 5 時まで）
- 2 対象とする区域  
富士市全域
- 3 対象とする施設

対象施設	施設の例示
酒類の提供を行う 飲食店	バー、パブ、サロン、ナイトクラブ、ディスコ 居酒屋、大衆酒場、ビアホール、焼鳥屋、焼肉屋 など
酒類の提供を行うカラオケ店	
接待を伴う飲食店	キャバレー、ダンスホール、スナック ラウンジ、ホストクラブ、キャバクラ など

※食品衛生法第 52 条の許可を受けたものに限る